

福井県県有施設広告掲出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県が所有する施設（以下「県有施設」という。）を民間企業等が行う広告の媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県有施設への広告掲出は、県有財産の新たな有効活用を図り、行財政改革および県民サービスの向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体とは、県有施設のうち広告募集を行うものをいう。
- (2) 広告掲出とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲出することをいう。
- (3) 財産管理者とは、広告掲出を行う施設を所管する所属長等をいう。

(広告掲出に関する基本的な考え方)

第4条 広告媒体に掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容および表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲出事業の対象範囲等)

第5条 広告掲出事業は、県の事務または事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、県有施設の用途または目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次のいずれかに該当する業種または事業者に係るものは、広告掲出の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するもの
- (3) 代表者等（役員および経営に事実上参加しているもの）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの。
- (4) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員と密接な関係を有するもの
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員に該当するもの
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続きまたは更生手続き開始の決定を受けたもの
- (7) 国税または地方税を滞納しているもの
- (8) 福井県から入札参加資格停止措置を受けているもの、または福井県から不利益処分を受けているもの

- (9) 業種または商品の性質上、消費による事故やトラブルが発生する可能性が高いと判断される等、消費者保護の観点から配慮が必要なもの
- (10) その他、広告掲出の対象とすることが適当でないといふ県が認めるもの

3 広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告掲出の対象としない。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害するものまたはそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもの
- (6) 誇大表示または虚偽であるもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれのあるもの
- (9) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (10) 比較広告
- (11) 良好な景観の形成、風致の維持等を害するもの
- (12) その他、広告掲出の対象とすることが適当でないといふ県が認めるもの

(広告事業の実施)

第6条 広告事業を実施しようとするときは、この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項について、当該広告媒体の財産管理者が別に定めるものとする。

(広告主等の募集)

第7条 広告媒体を利用しようとする者（自らは利用せず第三者に利用させる者を含む。以下「広告主」という。）の募集は、福井県ホームページ等に、次の各号に掲げる事項等を明示して公募するものとする。

- (1) 広告を掲出する場所、規格、種類、数量
- (2) 広告を掲出する期間
- (3) 広告掲出の申込時期および方法
- (4) 選定方法
- (5) その他必要と認める事項

(広告掲出の中止等)

第8条 広告事業により実施した広告が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告を中止し、または契約を解除することができる。

- (1) 広告主が県の信用を失墜させ、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告を行う必要がなくなったとき
- (4) 広告主が書面により、広告掲出の取り下げを申し出たとき
- (5) 第5条第2項または第3項に抵触したとき
- (6) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき

(行政財産の使用許可)

第9条 広告主は、広告掲出に際し、地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の使用許可、または他の条例等で定める許可を受けなければならない。

(広告掲出料等)

第10条 広告掲出料の基準となる額は、財産管理者が別に定めるものとする。

2 広告掲出料は、行政財産の使用料に関する条例(昭和39年福井県条例第3号)第2条に規定する使用料を徴収する場合または広告掲出にあたり他の条例等で定める使用料、手数料等を徴収する場合においても、別途徴収するものとする。ただし、条例等で定める使用料、手数料等に広告掲出料が含まれている場合はこの限りではない。

3 広告主は、広告掲出料等を、県が指定する方法により指定期日までに納入しなければならない。

(広告掲出料等の返還)

第11条 既に納付した広告掲出料等は、原則返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告掲出を中止し、または広告掲出に係る契約を解除したときは、その全部または一部を返還することができる。

(審査および選定)

第12条 財産管理者は、広告主および広告内容の審査を行い、広告主を選定する。この場合において、財産管理者が必要と認める場合は、選定委員会を設置し、意見を求めることができる。

2 前項に規定する選定委員会の委員構成、審査項目、審査基準等については、財産管理者が別に定めるものとする。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告の掲出による苦情の申し立て、損害賠償の請求がなされた場合には、広告主の責任および負担で解決しなければならない。

(損害賠償責任)

第14条 広告主は、広告掲出のかし等、事故の責めに帰すべき事由により施設をき損し、若しくは破壊し、または来庁者や利用者等に損害を与えたときは、誠意をもって損害賠償にあたらなければならない。

附 則

この要綱は令和6年3月1日から施行する。